

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
北山 高嗣	五條市東阿田町三三番地の二	五條市西阿田町三五九番一ほか四筆	
堀内 秀訓	大和郡山市小林町二二五番地	大和郡山市小林町三八〇番一	
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元町一番地一二号	橿原市川西町二四四番ほか一筆	

二 認可年月日

平成二十八年九月十六日